

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 1 月 15 日

金 曜 日

第 4005 号

目 次

告 示

- 富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消し 1
- 富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定 2
- 地籍調査の成果の認証
- 指定障害児通所支援事業者の指定 3
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 4
- 道路の位置の指定
- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧 5

公 告

- 開発行為の工事完了 6
- 落札者等の公示
- 物品等の売却に係る一般競争入札の実施 7

告 示

富山県告示第22号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消しについて

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定を次のとおり取り消したので、富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第3項の規定により告示する。

平成28年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 取消年月日 平成27年12月31日
- 2 売りさばき人 片口 淑子
- 3 売りさばき所 射水市戸破6362番地

富山県告示第23号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定について

富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第2項の規定により次のとおり富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 売りさばき人 射水市戸破6362番地
有限会社 片口屋
- 2 売りさばき所 射水市戸破6362番地

富山県告示第24号

地籍調査の成果の認証について

射水市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成28年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称
射水市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月16日から
平成27年3月18日まで
- 3 成果の名称
射水市（大字生源寺、大字水戸田、大字市井及び大字青井谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
射水市（大字生源寺、大字水戸田、大字市井及び大字青井谷の一部）
- 5 認証年月日

平成27年12月24日

富山県告示第25号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の15第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成28年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成28年1月1日	1650100298	富山県	富山市新総曲輪1番7号	指定放課後等デイサービス富山県リハビリテーション病院・子どもセンター	富山市下飯野36

富山県告示第26号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月 15 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記 号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
----------------	-----	------------	--------	---------------	-------------	------

県道 高岡羽咋線	高岡市五十辺字清水上 259 番 2 から	変更前	最大 7.8 最小 6.5	48.1	高岡土木 センター
	高岡市五十辺字清水上 238 番 2 まで	変更後	最大 26.9 最小 25.2		

富山県告示第27号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月 15 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 高岡羽咋線	高岡市五十辺字清水上 259番 2 から 高岡市五十辺字清水上 238番 2 まで	平成28年 1 月 15 日	高岡土木 センター

富山県告示第28号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成28年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	4.00	26.62	黒部市天神新 240番1	黒部市天神新 241番6	平成27年 11月25日
2	5.42～ 6.42	34.50	砺波市苗加2225 番	砺波市苗加2225 番	平成27年 12月3日
3	6.00	50.76	黒部市山田 714 番2	黒部市山田 714 番1	平成27年 12月8日

富山県告示第29号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業黒部2次地区石田換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年1月18日から

平成28年2月16日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起

算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

開発行為の工事了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 28 年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡立山町利田 199 番及び 200 番	/	/	中新川郡立山町前沢 2440 番地	立山町
砺波市梁江字西島 1123 番 6、1125 番 2、1126 番 1、1127 番 1、1130 番、1131 番 2、1132 番、1133 番 8、1166 番 1、1168 番、1172 番 1、1123 番 6 地先及び 1166 番 1 地先	同 左	道 路 公 園 下 水 道	高岡市駅南三丁目 10 番 16 号	新生開発株式会社
射水市橋下条 508 番 4 外 4 筆、549 番 1 の一部及び 508 番 4 地先並びに橋下条字二ノ井 1494 番 8	/	/	高岡市駅南三丁目 10 番 16 号	新生開発株式会社
射水市庄西町一丁目 634 番 1、634 番 3、634 番 4 の一部、638 番 4 の一部及び 634 番 1 地先	同 左	道 路 下 水 道 水 路	高岡市京田 619 番地	光陽興産株式会社

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により

次のとおり公示する。

平成28年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複合化成形サーボプレス機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
轟産業株式会社 福井県福井市毛矢三丁目2番4号
- 5 落札金額
35,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年10月2日

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 売却物品等の名称及び数量
乗用自動車（富山33み 803） 1台
 - (2) 売却物品等の機能、性能等
入札説明書による。

(3) 引渡期限

平成28年3月22日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年1月15日から平成28年1月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成28年2月5日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

平成28年 2 月 16 日 午前10時30分

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。